

少額随意契約の基準額等について

財務省

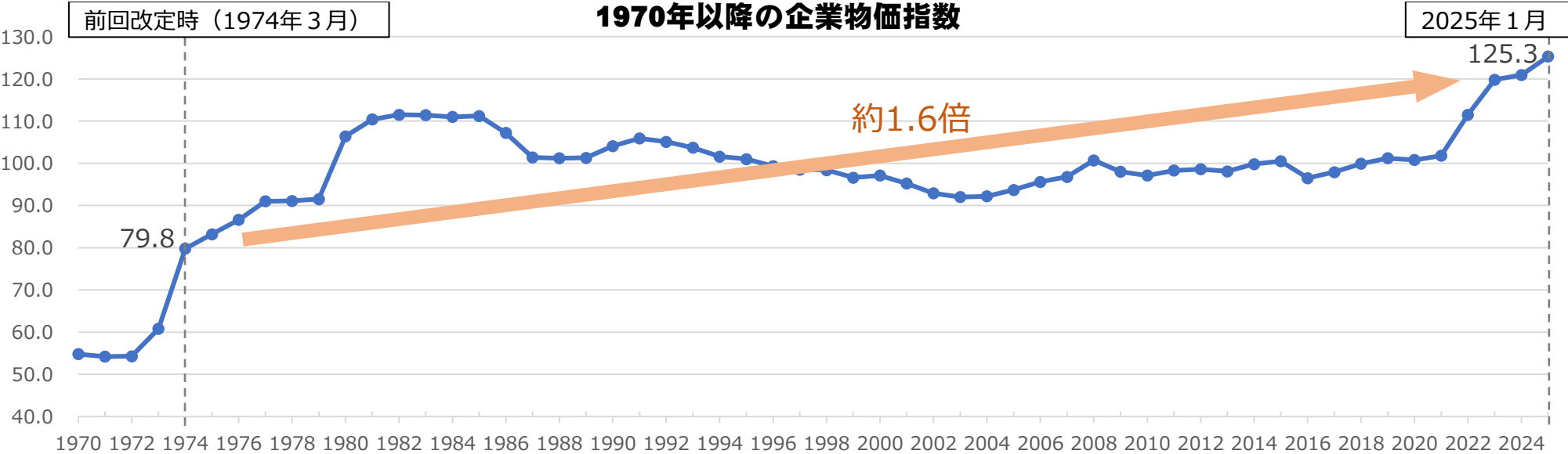
2025年3月25日

少額随意契約の基準額の引上げ（概要）

○ 企業物価指数の動向を踏まえて、予算決算及び会計令を改正し、少額随意契約の基準額を引き上げる。

（注 1）各府省に対し、少額随意契約の適正性を確保するための具体的な方策について、事務連絡により周知徹底。

（注 2）少額随意契約の基準額のほか、予算決算及び会計令第94条第 1 項に基づく指名競争契約の基準額及び第100条の 2 第 1 項第 1 号に基づく契約書作成を省略できる場合の基準額も同様に改正。



○ 少額随意契約の基準額（現行→改正後）（単位：万円）

		現行	改定後
第 2 号	工事又は製造	250	400
第 3 号	財産の買入れ	160	300
第 4 号	物件の借入れ	80	150
第 5 号	財産の売払い	50	100
第 6 号	物件の貸付け	30	50
第 7 号	その他の契約	100	200

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策
（令和 6 年11月22日閣議決定）（抜粋）

第 2 章 第 1 節

1. 賃上げ環境の整備 ～足元の賃上げに向けて～

（2）持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進

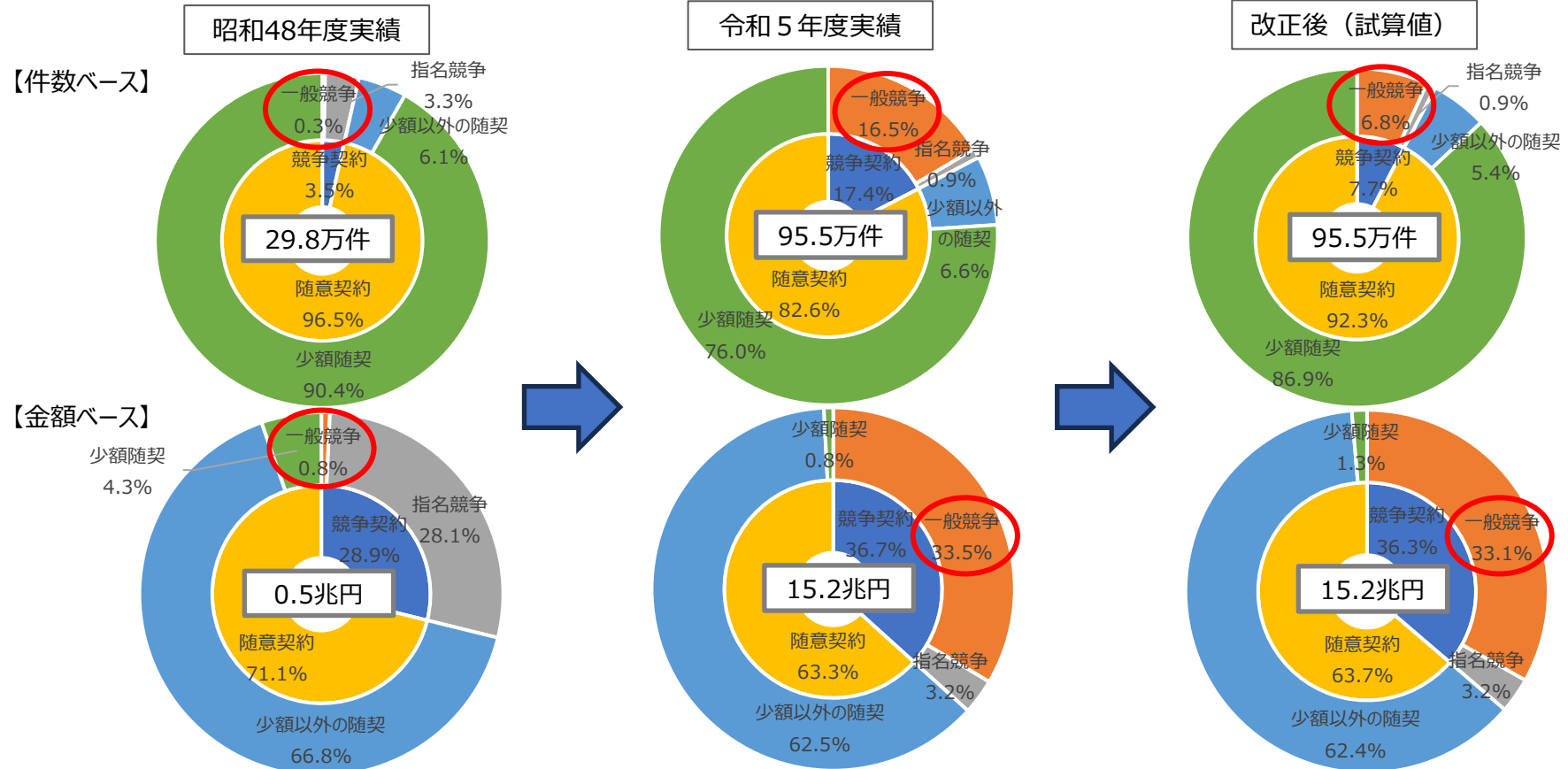
（前略）少額随意契約制度についても、長期間上限価格が改定されていないことを踏まえ、同年内を目途に、運用実態を調査し、その在り方を検討する。

施行期日等

・ 閣議決定：令和 7 年 3 月25日 ・ 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日

基準額の引上げによる影響（試算値）

○ 国の契約における契約方式別の割合



○ 一般競争契約の種類別の契約件数

（単位：件）

契約の種類	令和5年度実績	改正後（試算値）	
		契約件数	減少件数
工事製造契約	16,984	14,466	▲2,518
物品調達契約	89,882	16,685	▲73,197
役務調達契約	47,662	31,569	▲16,093
収入原因契約	2,868	1,835	▲1,033

（注）令和5年度調査において、契約金額が引上げ後の少額随意契約基準額以下となる一般競争契約及び随意契約を全て随意契約で行うと仮定した試算。